

2026年6月5日

中小企業生産性革命推進事業 事業承継・M&A補助金における
交付決定後の申請取下げについて

事業承継・M&A補助金事務局

事業承継・M&A補助金交付規程第9条より、交付申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に事務局に書面をもって申し出なければなりません。

交付決定後の申請の取り下げについて以下に手順を記しますので、取り下げを希望される申請者におかれましては、案内内容に沿ってご対応ください。

【申請取下げの手順】

以下①②の手順に沿って、手続きを実施してください。

- ① J グランツのマイページにて本補助金で申請した事業の詳細画面より、「様式第2-1. 交付申請取下げ届出書」を申請する。

【注意】

- ✓ 交付決定日から10日を過ぎた申し出は受け付けませんので、申請の取り下げを希望する場合は、必ず交付決定日を含めた10日以内に本申し出を実施してください。
- ✓ 交付決定日から10日を過ぎた申し出は、事故報告として申請が必要です。事故報告に関しては、「事業承継・M&A補助金」ウェブサイトに掲載する「補助金交付のための事務手引き」をご参照ください。
- ✓ J グランツ「様式第2-1. 交付申請取下げ届出書」フォームは、「様式第4. 事故報告書」フォームと兼用です。フォーム内の選択様式より「様式第2-1. 交付申請取下げ届出書」を選択ください。
- ✓ 申請の取り下げは、交付決定を受けた交付申請者本人からの申し出に限ります。

1. J グランツにログインし、「マイページ」タブに遷移する



2. 「マイページ」タブの申請履歴から、本補助金で申請した事業名称のリンクを押下する

※本紙ではサンプルとして事業承継促進枠の画面イメージを添付しています。専門家活用枠、廃業・再チャレンジ枠、PMI 推進枠も同様の手順でご対応ください

このサイトは日本政府公式Webサイトです ▼

J グランツ 補助金を探す 申請の流れ よくあるご質問 **マイページ** お問い合わせ一覧 API

マイページ

申請した事業を検索

事業名

申請履歴

1 件中の 1 件目 ~ 1 件目を表示 < >

事業	補助金	手続き	事業開始日	事業終了日	直近の申請日 ↓
※事業名称のリンク	中小企業生産性革命推進事業_事業承継・M&A補助金(14次公募)_事業承継促進枠	02_各種報告_14次公募_事業承継促進枠			2026/05/17

1 件中の 1 件目 ~ 1 件目を表示 < >

3. 遷移先の画面下部の「様式第 2-1. 交付申請取下げ届出書」フォームを選択し、申請する

提出可能な申請
提出可能な申請がある場合は、こちらに表示されます。

事業承継促進枠_14次公募_様式第4.事故報告書/様式第2-1.交付申請取下げ届出書	新規申請する
事業承継促進枠_14次公募_様式第3.計画変更(等)承認申請書	新規申請する
事業承継促進枠_14次公募_事務局個別案内応答用フォーム	新規申請する
事業承継促進枠_14次公募_様式第16.補助金登録変更届	新規申請する

必須 提出様式

様式第4.事故報告書

様式第2-1.交付申請取下げ届出書

※提出様式のプルダウン選択をお間違えないよう、お願いいたします。

- ② J グランツから送付される「交付申請取下げ届出書」に関する案内メールを確認する。
J グランツ「様式第 2-1. 交付申請取下げ届出書」フォームに設定した「担当者メールアドレス」宛に、J グランツから「申請完了」と「申請内容の承認」のメールが送付されます。「申請内容の承認」のメールをもって、取り下げは正式に受理されます。

【注意事項】

- ・ 申請の取り下げに関しては、電話等では受け付けておりません。必ず J グランツ「様式第 2-1. 交付申請取下げ届出書」フォームから実施してください。
- ・ 申請の取り下げについて、上記フォームから申請した後に、本申請の取り下げを取り消すことはできませんので、ご留意ください。
- ・ 申請頂いた内容に不備がある場合、差戻しされます。事務局からのコメントをご確認のうえ、修正、再申請ください。

以上